四(1)　役員の氏名の変更

変更前	齊藤　喜範、高橋　又男
変更後	〃

(2)　変更年月日
平成二十三年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号
東北地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人ふくしま建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鈴木　康之
変更後	〃

(2)　変更年月日
平成二十三年四月二十八日

○北陸地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第四百七十六号魚沼都市計画下水道事業（魚野川流域下水道（堀之内処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十九年三月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十九年建設省告示第四百七十六号、昭和六十年建設省告示第千二百四十二号、昭和六十三年建設省告示第六百九十一号及び平成二年建設省告示第二千二号の事業地のうち、新潟県魚沼市大字竜光字竜光二、大字根小屋字桜又、立、本村及び新田、大字田戸、大字下倉、大字四日町字四日町、小出栄町、谷地町、羽根川四及び川西、大字小出島字小出稲荷町一、三番町、浦町一、浦町三、浦町四、浦町五、浦町六、浦町七及び小出東町四、大字横町一丁目及び三丁目、大字本町一丁目、二丁目及び三丁目、大字稲荷町一丁目、大字井口新田字上ノ原、大字中島、大字徳田、大字和長島、大字堀之内字小町、下町一、下町二、堀之内本町、上仲町、八幡町及び堀之内宮原町並びに大字大石字大石新田及び前島町を削り、大字新道島、大字下新田、大字竜光字竜光一及び竜光二、大字根小屋字桜又、立、本村及び新田、大字田戸、大字下倉、大字四日町字四日町、小出栄町、谷地町、羽根川四及び川西、大字小出島字小出稲荷町一、三番町、浦町一、浦町三、浦町四、浦町五、浦町六、浦町七及び小出東町四、大字横町一丁目及び二丁目、大字本町一丁目、二丁目及び三丁目、大字稲荷町一丁目、大字和長島、大字堀之内字小町、下町一、下町二、堀之内本町、上仲町、八幡町及び堀之内宮原町並びに大字大石字大石新田及び前島町地内

使用の部分　新潟県魚沼市大字新道島、大字下新田、大字竜光字竜光一及び竜光二、大字根小屋字桜又、立、本村及び新田、大字田戸、大字下倉、大字四日町字四日町、小出栄町、谷地町、羽根川四及び川西、大字小出島字小出稲荷町一、三番町、浦町一、浦町三、浦町四、浦町五、浦町六、浦町七及び小出東町四、大字横町一丁目及び二丁目、大字本町一丁目、二丁目及び三丁目、大字稲荷町一丁目、大字和長島、大字堀之内字小町、下町一、下町二、堀之内本町、上仲町、八幡町及び堀之内宮原町並びに大字大石字大石新田及び前島町地内

○北陸地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年七月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千百十五号佐和田都市計画及び真野都市計画下水道事業国府川流域下水道（国府川処理区）

三　事業施行期間　自平成二年五月二十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長浜市木之本町飯浦字東山五一四番から同市木之本町大音字八田一八八五番まで	前	一一・五〇～九三・九三メートル	一・七四二キロメートル
	後	一一・五〇～八二・二〇	一・七四二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	前	二〇・二〇～六五・八〇メートル	〇・三二八キロメートル
	後	二〇・二〇～六〇・三〇	〇・三二八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	京都市西京区大枝沓掛町一五番一一二から同市西京区大枝沓掛町一六番三〇まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月一日